

# 移動支援事業

## ■ 事業概要

屋外での移動が困難な障がい児者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動などのための外出をする際に、支援員が付き添いや介助（個別移動支援）を行う事業です。

※ 原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

※ 通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出には利用できません。ただし、保護者の急な体調不良等、突発的な事情であると判断できる場合は、通学・通所においても対象となります。

## ■ 対象要件

① 身体障害者手帳所持者のうち、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者  
身体障害者手帳所持者のうち、全身性障がい者（肢体不自由の程度が1級で、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者）

② 療育手帳所持者

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

④ ①と同程度の難病患者

※ 介護保険制度等から同一のサービス給付を受けることができる方は、この制度によるサービス給付等を受けられない場合があります

## ■ 利用料金

・原則、利用にかかる費用の1割です。

❖ 身体介護なし 30分あたり75円      ❖ 身体介護あり 30分あたり200円

・移動に伴う交通費や自動車の利用に伴うガソリン代などは実費負担となります

・自己負担額は、上限月額が定められています。上限月額以上の支払いはありません。

区 分		負担上限月額
一般2	市民税課税世帯（一般1を除く）	37,200円
一般1	市民税課税世帯（障害者で世帯の市民税所得割の合計が16万円未満）	9,300円
	市民税課税世帯（障害児で世帯の市民税所得割の合計が28万円未満）	4,600円
低所得	市民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護世帯	

※世帯とは、18歳以上の方は本人と配偶者、18歳未満の方は住民基本台帳上の世帯とします。

## ■ 利用手続

・利用を希望する方は、社会福祉課窓口で申請をしてください。

【申請に必要なもの】

① 「移動支援事業利用申請書」…窓口で交付、又はホームページからダウンロードできます。

② 障害者手帳など対象者とわかるもの

・ひと月の利用上限時間は、原則10時間です。（10時間を超えて必要な場合はご相談ください。）

・後日、審査の結果、承認決定した場合は社会福祉課から受給者証を送付しますので、利用希望の登録事業所に受給者証を提示してください。

・事業所と契約後、利用します。利用後、自己負担額を事業所に支払います。

## ■ 利用できる施設（R8.4現在）

裏面をご覧ください。

## 移動支援事業所

施設名	住所	電話番号
特定非営利法人 在宅支援グループみんなの手	多治見市金岡町2丁目34番地の2	0572-24-3798
ハートピア訪問介護事業所	瑞浪市樽上町1丁目77番地	0572-68-4148
株式会社 福祉の里 土岐事業所	土岐市土岐口中町3丁目96	0572-53-0380
居宅支援センター とうぎ	多治見市姫町2丁目2番地	0572-29-5421
訪問介護ステーション○△□	土岐市土岐津町土岐口 2255-417	090-5410-0017

瑞浪市社会福祉課障がい福祉係 Tel 0572-68-2113 FAX 0572-68-0294